

戦後教育資料

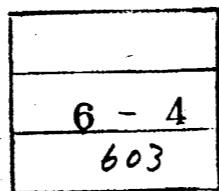
VI-559

(5)

国大第56号

昭和27年3月24日

般



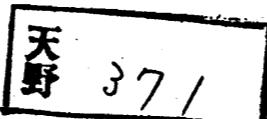
文部省大学学術局長

稲田清助

文部省研究機関に対する行政監察の結果  
について

のことについて、さきにお知らせしましたが、このたび行政管理庁より同庁長官名をもつて正式に通知があり、同時にこの報告に関する文部省の意見を求められましたので、別紙写並びに報告書を添えてお知らせします。

なお、かねてお願いしてあるとおり、至急この報告内容に関する貴機関の御意見をおとりまとめの上、3月末日迄に必ず当局学術課まで御提出願います。

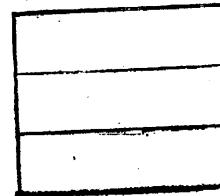


VI-559



行管第五二号ノ一

昭和二十七年三月十八日



文 部 大 臣 殿

行政管理厅長官

附属機関監察結果（その二）について

貴省所管試験研究機関に関する行政監察委員の監察報告が別冊のと

おり提出せられたので送付する。

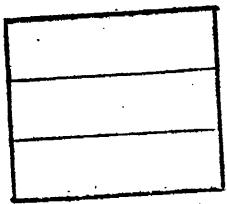
なお、これに対する貴省の御意見を示願いたい。

天野

VI-559

昭和二十七年二月

(第四回総会配布資料)



附  
屬  
機  
関  
監  
察  
結  
果  
(そ  
の  
二)

行政管理厅監察部

天野

VI-559

附屬機関監察結果（その二）

文部省關係研究所等監察結果

目 次

頁

一 附屬機関と認むべき諸機関の範囲	1
二 監察日程	1
三 監察結果	1
(1) 文部省直轄研究機関	1
緯度観測所	1
統計數理研究所	1
3 国立遺伝学研究所	1
4 国立教育研究所	1
5 國立国語研究所	1
(2) 文化財保護委員会附屬研究機関—美術研究所	1
四 大学附置研究機関	4
1 東京大学	4
(1) 伝染病研究所	4
(2) 東京天文台	4
(3) 地震研究所	4
(4) 東洋文化研究所	4
(5) 理工学研究所	5
(6) 社会科学研究所	5
(7) 新聞研究所	5
(8) 生産技術研究所	6
(9) 史料編纂所	6
(10) 東京工業大学	7

	(1) 建築材料研究所	七
	資源化學研究所	七
	精密機械研究所	七
	電氣科學研究所	八
	燃科科學研究所	八
	織業研究所	八
	精密機械研究所	八
	電氣科學研究所	八
	燃科科學研究所	八
	京都大學—経済研究所	九
	京 都 大 學	九
	(1) 化學研究所	九
	人文科學研究所	九
	結核研究所	九
	(2) 工學研究所	九
	木材研究所	九
	(5) (4) (3) (2) (1)	九
	人 文 科 學 研 究 所	九
	結 核 研 究 所	九
	工 學 研 究 所	九
	木 材 研 究 所	九
	(6) 食糧科學研究所	九
	(7) 防災研究所	九
	(1) 微生物病研究所	九
	大阪大學	九
	產素科學研究所	九
	語言	九
四		一
5		一
結		一

## 附 屬 機 閣 監 察 結 果 そ の 二

附屬機関監察結果その一に引続き、文部省関係の研究所等附屬機関と認むべき諸機関の監察結果を取り纏める。

### 一 附屬機関と認むべき諸機関の範囲

文部省の附屬機関と認むべきものは、省に国立学校、研究所、科学博物館があり、文化財保護委員会には国立博物館、美術研究所があり、省内の内部部局には職員養成所、史料館がある。また、国立大学は紋上の如く文部省の附屬機関の一種であるが更に、多数の研究所が附置せられ、また、大学の学部にも、試験所或いは実験所が附せられている実情である。この複雑多岐な現状を表示すれば、別紙第一のとおりである。

### 二 監 察 日 程

文部省の附屬機関については、研究所に特に問題がうかがわれるが、その全部を短期間に監察することは困難であるので、専ら、東京・京都・大阪附近の研究所を別紙第二のとおり監察し、各研究所別に後述のとおり監察結果を簡単に取り纏め、監察結果とする。

### 三 監 察 結 果

文部省関係の研究機関には、省直轄、文化財保護委員会附屬及び大学附置の三種がある。

#### （一）文部省直轄研究機関

文部省の直轄研究機関には緯度観測所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所、国立教育研究

所及び国立国語研究所がある。

#### （二）緯度観測所（業務概況は別冊中、第一参照）

本観測所は、緯度変化の観測、計算及び研究を行う機関であるが、この種研究は基礎的かつ学理的研究であつて、行政機関の行政目的には何等關係のない研究であり、又、東京大学附置の研究機関である天文台においても經度並びに緯度の研究を実施しており、研究機関として軌を一にするものと考える。よつて、本所は文部省の直轄機関であるよりも、大学附置の研究機関に改めるべきが適切と考えられる。

#### （三）統計数理研究所（業務概況は別冊中、第二参照）

本研究所は、統計に関する数理及びその応用研究を行う機関であり、学理的かつ基礎的研究をも実施しているが、元来、専用的かつ行政目的に合致した研究を実施すべき機関と考えられる。しかるところ統計については統計委員会が行政機関であるので、この種研究所の所属は文部省に置かずして統計委員会に所属せしめるのが最も適切と考えられる。なお、本研究所については、従来、適切な所長を得られなかつた等の關係もあり、研究目標及び研究態勢につき反省、改善の必要がうかがわれる。

#### （四）国立遺伝学研究所（業務概況は別冊中、第三参照）

本研究所は、遺伝に関する学理の総合研究及びその応用の基礎的研究を行う機関であり、その研究内容は大学における基礎的研究の部に属し、文部省の直轄研究所において研究するよりは、大学の附置研究所において研究するのが適切と認められるところ、大学においても

この種研究は実施せられているので、本研究所はこれを廃止すべきが適切と考えられる。

4 国立教育研究所（業務概況は別冊中、第四参照）

本研究所は、教育に関する実際的基礎的研究調査を行う機関であつて、その研究は主として、中初等以下の各種の教育についての研究を目標としている現状である。戦後、師範学校を軸とする教育制度が解体して、教育方針が混とんとしている現在として、本研究所の存在意義は注目すべきものがあると認められる。しかしながら、教育に関する研究につき、国語関係は本研究所とは別個に国立国語研究所があつて、同所において実施せられている現状であるが、教育は国語をも含み実施せられなければならない問題があるので、本研究所は国語研究所と統合して一研究所とし、教育問題の研究を実施すべきである。

5 国立国語研究所（業務概況は別冊中、第五参照）

本研究所は、国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あわせて国語の合理化の確実な基礎を築くことを目的とする機関であり、国語に関する教育の研究を実施している実情である。即ち、教育についての研究機関であるので、国立教育研究所について述べたとおり、同研究所と統合して一研究所とし、教育問題全般を考慮しつつ運営すべきが適切と考える。

（二）文化財保護委員会附属研究機関

文化財保護委員会の附属研究機関としては美術研究所があり、（業務概況は別冊中、第六参照）有形及び無形の文化財に関する調査研究、資料の作成及び公表を行うこととなつてゐるが、

現状は絵画、彫刻等に関する古典的研究及びその保存に関する業務を行い、無形文化財については見るべきものがない実情である。本研究所は文化財保護行政には勿論関係が深いが、文化財保護委員会の附属機関である国立博物館の機関であつたこともあり、今後も博物館とは相当広範囲に涉り提携しつつ研究を推進すべき機関であると認められるので、寧ろ、かつての如く国立博物館に属する研究機関として運営されることが適切と考える。

（三）大学附置研究機関

別紙第一に表示せる如く全国の主要大学には夫々研究機関が附置せられている。

（1）東京大学

本大学には、伝染病研究所以下十研究機関が附置せられている。

（1）伝染病研究所（業務概況は別冊中、第七参照）

本研究所は、伝染病その他の病源の検索並びに予防治療に関する学理及びその応用研究を行う機関であつて、その歴史は古く、伝染病に関する権威ある研究所である。戦後検査、検定業務等を厚生省の予防衛生研究所に分離して、専ら研究等を実施しており、現状の形態において今後も運営を行うことが適切と考えられる。但し、厚生省の予防衛生研究所は、今後は検査、検定業務に専心すべきが適切と考えられるので、予防衛生研究所の担当している純研究部門は、本研究所に併合して運営すべきものと考える。

（2）東京天文台（業務概況は別冊中、第八参照）

本台は、天文学に関する事項の研究並びに天象観測、曆書編製、時の測定、報時及び時

計の検定を行う機関であつて、歴史も古く、最も権威ある天文関係の研究機関であり、現状のまま運営することが適切である。

(3) 地震研究所（業務概況は別冊中、第九参照）

本研究所は、地震の学理及び震災予防に関する事項並びに爆震爆風及び地震探鉱法に関する研究を行う機関であつて、本研究所は地震に関する最も基礎的な研究を実施する機関であり、現状のまま運営せられることが適切と認められる。

(4) 東洋文化研究所（業務概況は別冊中、第十参照）

本研究所は、東洋文化に関する総合研究を行う機関であるが、その研究の目標は京都大学の人文科学研究所と傾向を一つにし、かつ旧東方文化学院の研究目標であつたものと認められる。この種の研究は、大学附置の研究所として特に推進しなければならぬものとも考えられないでの、人文科学研究所と併合して一機関とし、かつ、政府機関以外の財團等の形式によつて運営しつつ研究を実施すべきものと考えられる。但し、今直ちに財團法人として発足することは困難と考えられる情勢にあるので、一應人文科学研究所と統合して、当分の間は文部省の直轄研究所となし、将来において財團法人の研究所に改むるよう検討すべきである。

(5) 立地自然科学研究所（業務概況は別冊中、第十一参照）

本研究所は、国民生活に必要な資源に関する立地自然科学の学理及びその応用の総合研究を行う機関であるが、本研究所は戦時中の南方自然科学研究所の改編せられたもの

と認めうべく、既に南方諸地方を失つた現在としては、本研究所の研究項目は特に大学附置の研究所として研究を実施する必要はないものと考えられ、速やかに廃止すべきである。

(6) 理工学研究所（業務概況は別冊中、第十二参照）

本研究所は、理工学に関する学理及びその応用の総合研究を行う機関であり、我が国の現状より考えその存置は必要であり、殊にその研究は生産技術研究所と一体となつて実施することが一層の成果を期待し得るところがあるので、両研究所を併合して一研究所とすることが適切である。

(7) 社会科学研究所（業務概況は別冊中、第十三参照）

本研究所は、社会科学に関する総合研究機関で、法・文・経各学部に涉る問題の研究を行つてゐるが、現状より考えるに、各研究項目はこれを各学部に分割しても十分研究を実施するうると認められるので、本研究所はこれを廃止して、各研究項目は学部をして担当せしめるよう改めることが適切と考えられる。

(8) 新聞研究所（業務概況は別冊中、第十四参照）

本研究所は新聞及び時事について出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し又は従事しようとする者の指導及び養成を行う機関であつて、その研究は特定してあり、学部の一講座として研究せらるべき性質のものと考えられる。即ち、特に研究所としての規模の下に研究を実施する必要性は認められないのである。よつて本研

研究所はこれを廢止して学部の一講座とすることが適切と考えられる。

(9) 史料編纂所（業務概況は別冊中、第十五参照）

本所は、本邦に関する史料の研究、編纂及び出版を行う機関であり、史料關係の轉錄及び専門的研究を行う機関でもあり、今後も現状のとおり研究の継続せられることが必要である。但し、本所の研究態度等はやゝ骨董的趣味に偏り、科学的研究方法の採用につき欠くるやに見受けられ、反省の余地がうかがわれる。

(10) 生産技術研究所（業務概況は別冊中、第十六参照）

本研究所は、生産に関する技術的問題の科学的総合研究及び研究成果の実用化試験を行う機関であるが、本研究所については、さきに理工学研究所の項において述べた如く、今後研究の成果を挙げるために、理工学研究所と統合して一研究所として運営することが適切と考えられる。

2 東京工業大学

本大学には左の如く六研究所が附置せられている。

- (1) 建築材料研究所（本研究所は建築用材料に関する学理及びその応用研究を行う機関であり、その業務概況は別冊中、第十七参照）

- (2) 資源化学研究所（本研究所は資源に関する化学の学理及びその応用研究を行う機関であり、その業務概況は別冊中、第十八参照）

- (3) 精密機械研究所（本研究所は精密機械に関する学理及びその応用研究を行う機関であり、その業務概況は別冊中、第二十参照）

り、その業務概況は別冊中、第十九参照）

- (4) 煉業研究所（本研究所は煉業に関する学理及びその応用研究を行う機関であり、その業務概況は別冊中、第二十二参照）

- (5) 電気科学研究所（本研究所は電気科学に関する学理及びその応用研究を行う機関であり、その業務概況は別冊中、第二十一参照）

- (6) 燃料科学研究所（本研究所は燃料科学の学理及びその応用研究を行う機関であり、その業務概況は別冊中、第二十二参照）

これら六研究所は、何れも大学附属研究所として、学理の研究を行うというよりもその應用面の研究に重点をおいていると認められる。

各研究所はその内容において、学部の研究施設と認められるものが多いが、本大学には実用的研究を目標とする特徴もあるので、この種研究所の如き研究所を本大学に附置することは有意義であり、現状のまま研究を推進せしむべきものと考える。

3 一橋大学

本大学の附置研究機関としては、経済研究所及び産業經濟研究所が規定せられているが、現在発足しているのは経済研究所のみである。

経済研究所（業務概況は別冊中、第二十三参照）は日本及び世界の経済の総合研究を行う機関であり、東京商科大学以来の歴史を有し、絶対殊に経済統計に関する權威ある研究を実施する機関であつて、現状のまま研究を推進することが適切と考えられる。なお、産

業経済研究所は現在未発足であるが、将来といえども経済研究所一本において十分の研究成果を挙げるよう努力すれば可なるものと考えられるので、産業経済研究所はこれを発足せしめる要なきものと認められる。

#### 4 京都大学

本大学には化学研究所以下七研究所が附置せられている。

##### (1) 化学研究所（業務概況は別冊中、第二十四参照）

本研究所は、化学に関する特殊事項の学理及びその応用研究を行う機関であるが、本研究所は過去の業績に鑑し、今後も期待せられる所が多いので、現状の附置機関の形式において研究の成果を挙げることに努力せしめることを適切と考える。

##### (2) 人文科学研究所（業務概況は別冊中、第二十五参照）

本研究所は、世界文化に関する人文科学の総合研究を行う機関であつて、本研究所の研究目標は東京大学の東洋文化研究所と同一の傾向を有し、更に広範囲に文化の研究を行うものといわれている。然しながら、本研究所の研究は東京大学の東洋文化研究所と同じく、旧東方文化学院の研究目標であつたものと認められ、その研究項目は、現在、大学の附置研究所において特に研究を実施しなければならない問題とは考えられない。よつて先に、東京大学の東洋文化研究所の項において述べた如く、東洋文化研究所と併合して一研究所とし、かつ、将来は財團法人の研究所とすべきが適当と考えられる。但し、今直ちに財團法人となることも不可能と考えられるので、それ迄の間は文部省の直轄研究所とすることが適切と認められる。

##### (3) 結核研究所（業務概況は別冊中、第二十六参照）

本研究所は、結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究を行う機関であり、結核対策が現下の重要な問題である關係から、現状として本研究所存在の必要性には異議はないが、結核研究所と呼ばれる大学附置研究所は、北海道・金沢両大学にもあり、その他結核を研究する大学附置研究所としては、東北大学の抗酸菌病研究所、東京大学の伝染病研究所、大阪大学の微生物病研究所等が存するのである。この種研究所においては夫々特に特色ある研究を実施しているとも考えられないで結核対策全般を考慮して研究態勢を検討する必要があると思われる。

##### (4) 工学研究所（業務概況は別冊中、第二十七参照）

本研究所は、工学に関する学理及びその応用の総合研究を行う機関であり、工学が現在我国に必要な研究問題であるので、本研究所が大学の附置機関であることは必要と認められる。然しながら、本大学の工学部の研究か本研究所を利用して実施せられている実情があるので、広範囲に各種の研究を実施し、その特色を認め難く、かつ研究内容が低位と認められるものもあるので、充実向上の要があると考へる。

##### (5) 木材研究所（業務概況は別冊中、第二十八参照）

本研究所は、木材に関する学理及びその応用の研究を行う機関であるが、その研究は農林省林野厅林業試験場における研究と同様の問題例えば、ハルブの研究、木材乾燥の

研究、木材防腐の研究、木材接着の研究等大学の附置研究所として特に必要と認めがたい研究を研究対象としているので、大学附置研究所として存置の意義は認め難く、即ち廃止すべきである。

(6) 食糧科学研究所（業務概況は別冊中、第二十九参照）

本研究所は、食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究を行う機関であり、この種研究は他の研究所により実施せらるものもあるが、本研究所の研究内容は基礎的学理に重点がおかれているので本研究所の存置は適切と考えられる。

(7) 防災研究所（業務概況は別冊中、第三十参照）

本研究所は、地殻の移動変動等災害に関する学理及びその応用の研究を行う機関であり、この種の研究は必要であるところ、他に研究を実施している研究所も存しない実情であるので、本研究所として存続して十分の研究を行つてはいなか、今後は大いに研究を推進すべきである。

5 大学

(1) 微生物病研究所（業務概況は別冊中、第三十一参照）

本研究所は、微生物病に関する学理の研究及びその応用の研究を行う機関であり、基礎的研究を行う研究所として大学附置研究所であることは適切と考えられる。然しながら、本研究所が結核について研究を実施している実情については、京都大学の結核研究

本大学には微生物病研究所及び産業科学研究所の二研究所が附置せられている。

(2) 産業科学研究所（業務概況は別冊中、第三十二参照）

本研究所は、自然科学に関する特殊事項で、産業に直接關係ある理工学の基礎的学理及びその応用研究を行う機関であり、その研究内容も元来している点が認められるので、本大学に附置研究所として存置することは適切と考えられる。

四 結語

以上は監察を実施した文部省関係の諸研究所の監察結果であつて、これを一表に表示すれば、別紙第三のとおりである。なお、研究機関について全般的の問題としての監察結果を述べれば左のとおりである。

文部省関係の研究機関には、現在、行政機関の直轄研究所と大学附置の研究所とがある。しかして、大学附置の研究所は高度の学理と独創性を必要とする研究を実施するものであるが、特に国が必要な目的に合致する研究を取扱わねばならず、又、行政機関の直轄研究機関は当該行政機関の行政目的を達成する研究を実施しなければならぬものと考えられる。

2 文部省関係の研究所は直轄五、文化財保護委員会一、大学附置五四、計六〇に上り、夫研究を担当しているが、殊に大学附置研究所は数も多く、かつ、比較的自由な條件下に

研究を実施し得る環境にあるのである。

これら大学附置研究所に限っては、戦前より存するものと、戦時中及び戦後に設置せられたものとがあり、戦前のものは、戦災を蒙らざるものについては施設も整い、研究の成果を見られるが、戦時中及び戦後のものは施設の不十分なものが多く、発足後相当の期間を経てゐるにかかわらず、学部からの協力援助を受けねば独立した研究所として認め難いものがあり、又他面、戦後研究の目標を失つたので、無理に研究目標を転換して存続しているかに認められるものもある実情である。しかして、これらが不十分な施設をもつて必要な研究を実施し、或いは、同種類の研究を諸所において重複実施する原因となつているので、速やかに整理改善を検討すべきである。

なお、附置研究所については、講座増設の意図からこれを創設した旨、耳にするものもあるが、かかる実情は学部の研究費が僅少にして実験を伴う研究の如きを実施する事が困難なる結果ともうかがわれ、学部の研究の実情についても検討の要あるものと考える。

3 研究所においては、ややもすれば研究目的から離れて研究者の嗜好に応じた研究が行われ勝ちのものであるが、殊に大学の教授には学問の自由が許されているために、研究項目の選定及び方法につき研究者の独善的研究が実施せられ、研究所設置の目的が不明確になつてゐる面がうかがわれる所以、反省すべきである。

4 監察を実施した国立大学附置研究所は二六カ所であり、これに対する当厅監察委員の監察報告は叙上のとおりである処、国立大学附置研究所は全国に計五四の多数に上り、監察

を実施したのはその約半数に過ぎないので、残余については以上の趣旨に沿つて適切な検討を加えられんことを期待致したい。なお、備々別冊中、第三十三の如く「国立大学附置研究所をめぐる諸問題」なる見解があり、これは当厅監察委員の見解と趣旨を同じうする面も多分にあるので、参考とせられたい。

別紙第一 文部省の附屬機関及び類似の機関調(会議組織のものを除く。)

(註) 設置区分中「附屬機関」及び「機関」は、国家行政組織法第八條に定めるもの、その他のものは同條によらない「直轄機関」及び「その他の機関」である。

		文 部 省					
		所轄機関名			設置区分		
文部省		文部省	文部省	文部省	文部省	文部省	文部省
社会教育局		文化財保護委員会	日本国語研究所	国立科学博物館	国立教育研究所	立法院	他
大学学術局	初等中等教育局	菅原高原連合学校	日本芸術院	附属統計技術開発研究所	緒度観測所	機関名	機関名
		美術研究所	美術研究室	統計數理研究所	統計數理研究所	設置区分	設置区分
		野邊山高原連合学校	菅原高原連合学校	附屬統計技術開発研究所	附屬統計技術開発研究所	機関名	機関名
		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	他	他
		○ ○ ○ ○					
		文部省設置法	文部省組織規程	文部省設置法	文部省設置法	根據法規	根據法規
		第十四項 第二十九條	第十一條	第三十二條	第三十三條	文部省設置法 第十三條	文部省設置法 第十三條
		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	業務内容	業務内容
		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	検査研究教育指導醫療其他	検査研究教育指導醫療其他
		文部省設置法 第二十九條	文部省組織規程 第十一條	文部省設置法 第三十二條	文部省設置法 第三十三條	備考	備考
		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	九條	九條
		分館一					

国立大学附置及試験研究機関は左より並んである。

所轄	機関名	設置区分		根拠法規	業務分	
		機関	附屬機関		第五条	第四条
北海道大学	低温科学研究所	○	○	○	○	○
東北大學	应用電気研究所	○	○	○	○	○
東北大學	(理学部)結核研究所	○	○	○	○	○
東北大學	触媒研究所	○	○	○	○	○
東北大學	臨海実驗所	○	○	○	○	○
東北大學	農學研究所	○	○	○	○	○
東北大學	金屬材料研究所	○	○	○	○	○
東北大學	遼鉱製鍊研究所	○	○	○	○	○
東北大學	抗酸菌病研究所	○	○	○	○	○
東北大學	高速力学研究所	○	○	○	○	○
秋田大學	電気通信研究所	○	○	○	○	○
秋田大學	非水溶液化学研究所	○	○	○	○	○
群馬大學	ガラス研究所	○	○	○	○	○
群馬大學	(理学部)臨海実驗所	○	○	○	○	○
千葉大學	癌敗研究所	○	○	○	○	○
東京大學	伝染病研究所	○	○	○	○	○
東洋文化研究所	東京天文台	○	○	○	○	○

所轄	機関名	設置区分		根拠法規	業務分	
		機関	附屬機関		第五条	第四条
東北大學	電気通信研究所	○	○	○	○	○
東北大學	非水溶液化学研究所	○	○	○	○	○
秋田大學	ガラス研究所	○	○	○	○	○
秋田大學	(理学部)臨海実驗所	○	○	○	○	○
群馬大學	癌敗研究所	○	○	○	○	○
群馬大學	伝染病研究所	○	○	○	○	○
千葉大學	東京天文台	○	○	○	○	○
東京大學	東洋文化研究所	○	○	○	○	○

附 屬 機 械 房 名										設 置 區 分     國 立 學 校 設 置 法 第 四 條							
東 京 工 業 大 學										東 京 教 育 大 學	東 京 醫 科 大 學	東 京 教 育 大 學	東 京 醫 科 大 學	東 京 教 育 大 學	東 京 醫 科 大 學	東 京 教 育 大 學	東 京 大 學
建 築 材 料 研 究 所	資 源 化 學 研 究 所	精 密 機 械 研 究 所	窯 業 研 究 所	電 氣 科 學 研 究 所	燃 料 科 學 研 究 所	(理 學 部) 臨 海 實 驗 所	(教 育 部) 特 殊 教 育 養 成 施 設	齒 科 材 料 研 究 所	光 學 研 究 所	生 產 技 術 研 究 所	(農 學 部) 水 產 實 驗 所	(工 學 部) 總 合 試 驗 所	史 料 編 之 文 所	新 浦 研 究 所	社 會 科 學 研 究 所	理 工 學 研 究 所	東 京 大 學
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○													○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○																	

附 載												設置区分	根據法規	業 務 區 分	備 考
機 器 名													機械園地		
京都大學	(理學部) 火山溫泉研究施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪大學	微生物病研究所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山大學	農業部農業研究所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神戶大學	産業科学研究所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島大學	(理學部) 臨海実驗所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
九州大學	温泉治療學研究所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産業労働研究所	应用力学研究所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

-22-

-21-

所轄	機關名	機關區分	設置區分	根據法規	檢查	業務區分
九州大學	生產科學研究所			國立學校設置法 第五條	研究	教育
長崎大學	(農學部)水產實驗所	機關	機關	第六條	指導	監督
熊本大學	風土病研究所	機關	機關	第四條	輔導	輔導
國立大學	体质医学研究所	機關	機關	第五條	備考	
附屬圖書館						

別紙第二 文部省關係試驗研究機関監察日程表

〔者〕

別紙第三 文部省機械研究機関整理案

所管	機構名	整理方針
文部省直轄	緯度観測所 統計數理研究所 國立遺伝学研究所	大學の附置機関とする。 統計委員会の研究機関とする。
文化財保護委員会	美術研究所 伝染病研究所 國立国語研究所	兩研究所を整理統合して文部省の直轄研究機関とする。
東京大學	東京天文台 地震研究所 立地自然科學研究所 理工學研究所	存
東京大學	東洋文化研究所 社會科學研究所 新聞研究所 史料編纂所 生物技術研究所	廢
一橋大學	建築材料研究所 経済研究所	存
東京工業大學	燃費研究所 資源化學研究所 精密機械研究所 窓業研究所 電氣化學研究所	置

大阪大学	東京大学	他学研究所 人文科学研究所
微生物研究所	微生物研究所 防災研究所	微生物研究所 防災研究所
産業生物学研究所	産業生物学研究所 存置部	微生物研究所 防災研究所 存置部

存置 東京大学車両文化研究所と統合して将来は民間の研究機関とするが、現在は文部省直轄研究所とする。

存置 但し構造の結果対策と合わせて廃止を考慮する。

存置 但し研究内容を充実向上する。